

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から44年3月まで  
② 昭和44年5月から53年3月まで  
③ 昭和56年1月から同年3月まで

国(厚生労働省)の記録では、申立期間①から③までの期間の国民年金保険料が未納とされているが、私は昭和42年2月頃にA市で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を継続して納付していた。申立期間を未納とされていることは納得できないので、調査をして年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、3か月と短期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号はB市において昭和54年4月に払い出されており、払出月直前の53年4月から54年3月までの期間の保険料は現年度納付していることから、54年4月頃に加入手続を行ったものと推認でき、当該加入手続に伴う53年4月以降の国民年金保険料について、申立期間③を除き、全て納付している。

また、B市に在住していた申立期間③直後の昭和56年4月から57年1月までの期間の保険料についても現年度納付しており、C市に転居後の同年2月及び同年3月の保険料については、同年11月に過年度納付していることが確認できることから、同年2月及び同年3月の保険料のみを納付して、申立期間③の保険料を納付していないことは不自然であり、当該期間に係る保険料の納付を失念するとは考え難い。

一方、申立期間①及び②については、申立人は、昭和42年2月頃にA市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、加入手続を行った場合に交付

されるべき国民年金手帳に関する記憶が無く、同時期の国民年金手帳記号番号  
払出簿において申立人の氏名は確認できない上、上記のとおり、申立人の同手  
帳記号番号（＊）は、54年4月にB市で払い出されており、現在、申立人が所  
持する年金手帳を見ても、その同手帳記号番号欄に同市の押印があることから、  
同市において交付されたことが確認できる。

また、払出月（昭和54年4月）において、申立人は、20歳の誕生日の前日  
（昭和42年＊月＊日）まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと  
推認できるが、払出月の時点では、申立期間①の全て及び申立期間②の大半は、  
時効により保険料が納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②についての保険料は、納付書を使用し  
て主に金融機関の窓口で納付していたと供述しているが、申立期間①の全て及  
び申立期間②の大半はA市に住民票があったことが戸籍の附票で確認でき  
るところ、同市は、「昭和50年度までは、国民年金保険料の納付方法は印紙検認  
方式であり、56年度までは主に専任の徴収員が個別訪問により保険料を集金し  
ていた。」と回答していることから、申立人の当該期間についての供述は当時  
の納付方法とは合致しない。

加えて、複数の読み方でのオンラインシステムによる氏名検索及び国民年金  
手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行うも、現在の国民年金手  
帳記号番号以外に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事  
情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたこと  
を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金  
保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭  
和56年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めら  
れる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和45年3月7日、資格喪失日が平成2年1月1日とされ、当該期間のうち、元年12月30日から2年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月30日から2年1月1日まで

昭和45年にA社に入社してから平成2年1月1日に関連会社のB社へ転籍するまで、途中で退職したことはなく、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和45年3月7日、資格喪失日が平成2年1月1日とされ、当該期間のうち、元年12月30日から2年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社が提出した在籍期間等に係る申立書、給与台帳及び同僚の供述から、申立人は、申立期間について、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めら

れる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳の保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 1216

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月10日から27年6月1日まで

A事業所に勤務していた夫の弟は、昭和22年から申立期間を含み継続してA事業所に係る厚生年金保険の被保険者となっていること、及び当時、当家に下宿した二人が、夫は一家の中心として、B店主及びC店主として働いていたと証言してくれていることから、申立期間の記録が欠落していることは納得できないので調査してほしい。

また、申立期間について、DのE社で働いていたこともあると聞いた記憶があり、当該期間に同社で厚生年金保険に加入していた可能性があるので同社での厚生年金保険の加入状況を調査してほしい。

さらに、申立期間の前半部分については、申立期間前から引き続きF社に勤務していた可能性があるので同社での厚生年金保険の加入状況を調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人は、F社において厚生年金保険被保険者の資格を昭和19年10月1日に取得し、23年6月10日に喪失した後、A事業所において同被保険者資格を27年6月1日に取得していることが確認できる。

2 申立事業所のうち、A事業所については、高校通学のため、昭和25年4月から申立人宅に下宿していた女性は、「申立人はB店を営んでいた。」と供述している。

しかしながら、G事業所の事業を承継したA事業所が法人設立されたのは、

昭和 26 年 5 月 1 日であり、それ以前の期間については、B を管理していた G 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったと認められることから、G 事業所及び A 事業所の職員として継続して勤務していた申立人の弟については厚生年金保険の被保険者であったと考えられるが、個人で B 店を営んでいたとする申立人は、G 事業所において厚生年金保険の被保険者となることができなかつたと考えられる。

また、A 事業所は、平成 9 年 6 月 30 日に解散しており、申立人に係る当時の資料等が保存されていないことから、A 事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格が G 事業所当時から継続している者 16 人並びに G 事業所及び A 事業所の元関係者 6 人に対して調査を行ったものの、申立人が G 事業所の職員であったこと、申立人が営んでいた B 店が G 事業所の H であったこと、及び G 事業所の事業を承継した A 事業所が法人設立された昭和 26 年 5 月 1 日から申立人が同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した 27 年 6 月 1 日までの期間に係る申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができなかつた。

さらに、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の記録は見当たらない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も死亡していることから、保険料が控除されていたことに関する具体的な状況が確認できない。

- 3 申立事業所のうち、E 社については、申立人の次男は、「父から、D の E 社で働いていたことがあると聞いたことを覚えている。」と主張している。

しかしながら、E 社は、「申立期間当時の社員名簿及び昭和 23 年以降の退職者名簿の調査を行ったが、申立人の氏名を確認することはできなかつた。」と回答しており、申立内容を裏付ける関連資料や具体的な供述を得ることができなかつた。

また、申立期間中に、E 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した 36 人に照会を行ったが、回答のあつた 29 人全員が申立人のことを知らないと回答している。

さらに、E 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の記録は見当たらない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も死亡していることから、保険料が控除されていたことに関する具体的な状況が確認できない。

- 4 申立事業所のうち、F 社については、申立人の次男は、「申立期間の前半部分の昭和 23 年から 25 年頃までの期間について、F 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を 23 年 6 月 10 日に喪失したとされているが、引き続き同社で働いていた可能性がある。」と主張している。

しかしながら、F社は、「申立期間当時の人事関係資料は保存しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況については確認することができず、不明である。」と回答している。

また、申立期間の前半である昭和23年7月1日から25年9月1日までの期間において、F社に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した者7人に照会を行ったが、回答のあった5人全員が申立人のことを知らないと回答しており、申立内容を裏付ける関連資料や具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の記録は見当たらない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も死亡していることから、保険料が控除されていたことに関する具体的な状況が確認できない。

5 上記のほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 24 日から同年 4 月 1 日まで

国（厚生労働省）の記録では、A社での厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 44 年 4 月 1 日となっている。しかし、同社では、同年 2 月から新卒採用者を対象とする実地研修の期間があり、当該期間も報酬が支給されており、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査をして年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の実務研修に係る申立人の具体的な供述等から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「申立人に係る人事記録、賃金台帳等の資料は保存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況は不明であるが、当社では、通常、新卒採用者については4月1日を入社式としており、同日を健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日として届け出ている。また、入社式前から入社後の担当業務に関する実務研修を実施しているが、その期間の身分は正社員ではなくアルバイトであり、給与の支給は行いが、厚生年金保険の加入手続は行わず、厚生年金保険料の控除も行わない。」と回答している。

また、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同一日の新卒採用者である複数の同僚は、「昭和 44 年 4 月 1 日に入社式があった。その日が私の厚生年金保険被保険者の資格取得日になっている。」「4月1日の入社式前から実務研修が開始されており、その期間は報酬も支給されてはいたが、身分はアルバイトであり、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除はな

かった。」と供述している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、資格取得日が厚生年金保険被保険者の資格取得日と同日の昭和44年4月1日であることが確認できる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の同台帳記号番号の払出日は昭和44年4月18日、資格取得日は同年4月1日と記載されており、それ以前に他の番号でA社において資格を取得していたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。